

災害避難行動要支援者の避難行動支援について

災害対策基本法の一部改正（令和 3 年 5 月）

＜災害時における円滑かつ迅速な避難の確保＞

- 1) 避難勧告・避難指示の一本化等
- 2) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画**について、**市町村の作成を努力義務化**。

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%

任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%

- 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

避難行動要支援者とは

要介護状態の高齢者や障害のある方など自ら避難することが困難で特に支援が必要な方。

避難行動要支援者名簿とは

地域防災計画により、避難の支援や安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な支援を行うための名簿。

個別避難計画とは

災害発生時に円滑に避難するため、個別の状況に応じた避難支援を行う者や支援上の留意点、避難方法や避難場所、避難経路など各市町村が定めた内容を記載した計画。

保健所は、市町村から難病患者等に係る情報提供の求めがあった場合、災害対策基本法の規定に基づき、個人情報保護条例における「法令に定めのある場合」等に該当するものとして市町村に情報提供を行います。